

2021 福祉保育労 組合説明会

～福祉の未来はあなたとともに～



「ひとりじゃない！仲間がいるから実現できる！！」

2021年〇月〇日 国労南近畿会館＋オンライン
氏名〇〇 〇〇（役職〇〇〇〇〇〇）



はじめに

～福祉の仕事が大好きなあなたへ～

なぜ、みなさん、福祉・保育職場に就職されたのでしょうか。

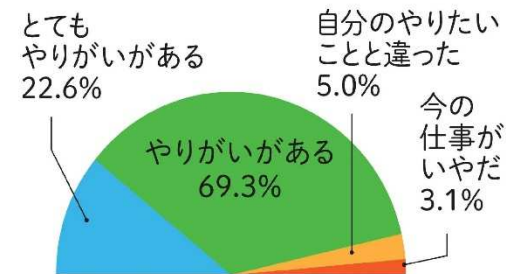
- ・子どもたちが大きくなっていくこと
- ・障害のある方が何か自分でできるようになったこと。
- ・高齢の方に「ありがとう」って言ってもらえた。

etc.

やりがいたくさんあるという
答える方はたくさんいるのではないかと思います。
しかし…。

福祉・保育労働者の**9割以上**の方が
やりがいがあると答えているが…。

▶今の仕事について



20春闘期

「福祉職場ではたらくみんなの要求アンケート」
(福祉保育労) より



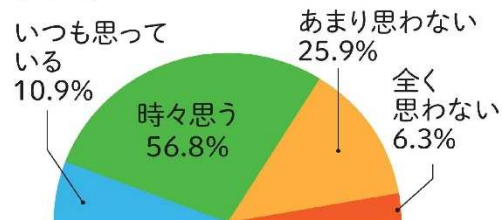
大きな運動世論を動かし制度改善へ

職員を募集しても足りず...

過酷な労働条件と見通しの持てない低賃金

**6割以上の方が、
仕事を辞めたいと思ったことがある。**

▶仕事をやめたいと思ったことは？



20春闘期

「福祉職場ではたらくみんなの要求アンケート」
(福祉保育労) より

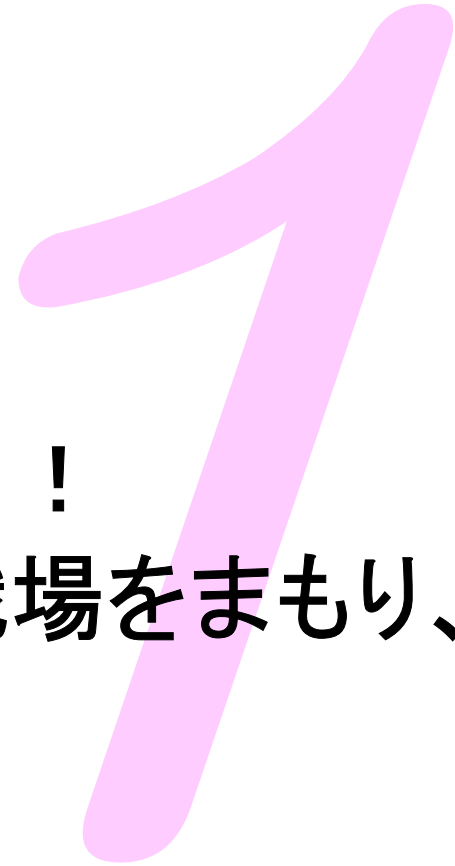
- 福祉保育労は北海道から九州まで全国1万人以上の方が加入
- 福祉関係の産別労働組合だから、制度改善へ向け、国へも声をあげられる



労働組合の 3つの魅力

仲間がいるから実現できる！！

労働者が声をあげ、雇用と職場をまもり、
制度を変える



仲間がいるから実現できる!!

いざというときに
守ってくれる強い味方

仕事する上で、様々な困難や問題
が起こります。その時、**守ってく
れるのが労働組合**です。

例えば、上司や施設からの嫌が
させやパワハラ、病気やケガをし
た時に、**一緒に問題解決**に向けて
取り組んでくれます。

また、全国の仲間と共同で共済
制度を持っています。**共済制度に
加入**すれば、病気やケガの治療費
や休業補償が給付されます。

～福祉保育労共済～



福祉保育労の組合員なら誰でも利用できる
ワンコイン共済もあります。

仲間がいるから実現できる!!

現場をよくしたい、働き続けられる 職場づくりに大きな力を発揮します

～経営者との団体交渉の様子～

福祉の現場は、残念ながら仕事に見合った給与になっていない、いつも人手が足りない等、**課題の多い職場**です。そんな問題を解決するために力を発揮するのが労働組合です。**小さな要求でも、皆で声を上げて**いかなければ解決できません。組合に加入して力をあわせ要求することで、よりより職場にすることができます。



一人では改善できない事も、たくさんの仲間とともに
団結し、団体交渉を行えば要求実現へ前進します。

仲間がいるから実現できる!!

多くの仲間とつながり、 知恵と勇気が得られます

福祉保育労は**全国に1万人、大阪で約2000名**の仲間が福祉職場や保育園、介護施設で働き、活動しています。その中で、多くの仲間とつながり、沢山の経験や成果・情報を共有することができ、仕事や職場の改善の取り組みに活かすことができます。何より困難な中で同じように職場で取り組んでいる**仲間**に**励まされる**ことも。

全国のなかまとともに、
ストライキを含む産別統一行動
～制度改善をめざして～



福祉職場の改善は、職場要求を掲げながら制度を変えていくことも必要です。春闘期には、ストライキを含んだ産別統一行動を行なっています。福祉労働者がストライキを構えるということで注目も集め、テレビや新聞報道も行われ、世論への大きなアピールとなりました。

福祉保育労が めざすもの

1986年に結成
前身を含めると70年近い歴史



福祉保育労がめざすもの

いつまでも健康で 働き続けられるように

福祉保育労はひとりで悩まないで、みんなで語りあうことを大切にしています。

そして、次の点を組合員みんなでめざし、活動しています。



～福祉保育労綱領～

「人間らしく明日を見つめて」

- 1、私たちは、子ども・老人・障害者のいのちとくらしをささえ、働く国民の人間らしく生きる「権利としての社会福祉」のために、「力をひとつに」たたかいます。
- 2、私たちは、福祉・保育労働者の雇用と労働諸条件の改善、権利を守り、生活向上の諸要求を実現するために、「力をひとつに」たたかいます。
- 3、私たちは、福祉・保育の職場に働くすべての仲間としっかりと手をつなぎ、福祉を守るたたかいの砦を強く大きく広げるために、「力をひとつに」たたかいます。
- 4、私たちは、核のない平和な社会をめざし、くらしと権利・民主主義を守る労働運動と革新統一の前進のために、「力をひとつに」たたかいます。

(1986年制定)

福祉保育労がめざすもの

職員が主体的に意見が言えるように

福祉職場では、職員会議やケース討議が充分に開かれず、職員の意見が反映されなかったり、研修の機会のない職場も多くあります。福祉保育労は職員が生きがいをもって、働き続けられるように、**職員が主体的に意見が言える環境づくり**をめざしています。

共同の輪をひろげて

福祉の仕事は、**住民生活をまもる公共の事業**です。住民福祉の向上のためには、国や自治体の公的責任を欠かすことはできません。福祉保育労は福祉サービスの向上にむけて、心ある民間福祉経営者や地域の方たちと共同して**福祉拡充の運動**にとりこんでいます。

福祉経営と交渉、懇談

法人を単位に**3人以上の組合員で分会**をつくります。労働条件や身分保障などについて、経営者と団体交渉や懇談をおこないます。



労働組合ってなあに!?

労働組合はすごい!!

労働三権

労働組合は憲法で守られている

ひとりで改善できることはしている

たくさんの仲間と団結すると 改善の可能性は無限大

☆労働条件、賃金、雇用などの問題を一人ひとりがバラバラに会社に要求しても、なかなか改善に結びつきません。それに一人で職場の経営者に要求するのは、とれも勇気がいることです。労働組合があれば、**職場のさまざまな問題を経営側と対等な立場で交渉する権利**が保障されるのです。

☆労働組合の役割は**より良い職場をつくること**。健全な労使関係を築き、組合の要求を一つひとつ実現させてより良い環境をつくり、職場や法人運営の健全な発展に努めることが労働組合の役割です。また、組合員の利益を守ることはもちろん、すべての労働者・国民の利益を代表してたたかう組織です。

憲法に明記されている労働三権

■ みんなで手をつないで
労働三権を使えば、無限の可能性が…。

① 団結権

・・・労働者が団結する権利

② 団体交渉権

・・・労働者が使用者と交渉する権利

③ 団体行動権

・・・労働者が要求実現のため、
団体で行動する権利(争議権)



☆労働組合は憲法と法律で保障された組織です。誰でも労働組合をつくれますし、加入することができます。また、「**労働三権**」（団結権・団体交渉権・団体行動権）は、**日本の根本法**でもある**憲法28条**に明記されています。**団結しみんなで行動**すれば、すごい力を発揮します。



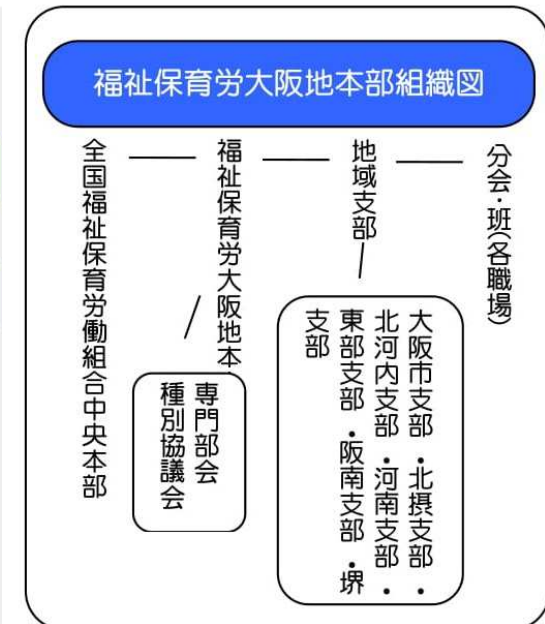
北は北海道から南は九州まで

法人で3名そろえば分会へ 地域別に7つの支部に分かれて展開！

民間の福祉・保育関係の職員でつくっている労働組合です。**正規・非正規問わず1人からは入れます。**大阪全体では約2000人の仲間がいます。また、全国の福祉保育産業別組合として、北は北海道、南は九州までたくさんの仲間がいます。

一人ひとりは小さな力でも、**みんなが集まれば大きな力**になります。いっしょに解決できる仲間がいます。

福祉保育労はたくさんの職場に組合があります。**法人単位で3人以上**の組合員がいれば分会ができます。分会はそれぞれの地域の支部へ集まっています。大阪には**7つの支部**があり、この7つの支部で**大阪地方本部**を構成しています。



活動を支える組合費 組合員のくらしを支える 共済制度

制度改善させるような大きな運動展開
全国のなかまで支えあう制度

社会福祉法人の特性を考えると…。

職場だけでは解決できない 制度改善をめざす必要がある…。

労働者が求める「あたりまえ」の暮らしの要求は、職場での収入（**パイの論理**）で決まるものではありません。賃金をつかって生活を営み、時にはゆっくりすごしたり、おいしいものを食べたり…。**人間らしい暮らし**を求めることは当然のことです。この人間らしい暮らしをしていくためのどれぐらいの費用が必要でしょうか。今の賃金で人間らしい暮らしはできるでしょうか。

職場での要求闘争などで解決できる部分もないわけではないですが、抜本的に変えていくためには、どうしても**制度改善**をさせていくことが求められます。

福祉保育労では、全国のなかまとともに**ストライキを含む産別統一行動**や**国や自治体との交渉**、**署名活動**などを展開し、福祉人材確保問題を世論化させ、処遇改善のしくみを勝ち取りました。こういった大きな運動をし、国や府、自治体へ、リアルな生の声を伝えていくためにも組合費が必要となります。

～組合費は活動をささえます～

①正規職員の場合

毎月分として、賃金(本俸+調整手当)の1.5%+定額200円(支部還元金)+闘争資金100円
+機関誌ともしび50円です。 ※夏・冬・年度末一時金など、一時金手当の1.5%です。
※分会によっては例外ケースはあります。

②非正規雇用職員の場合(非常勤・嘱託・パートなど)

毎月分として、賃金(本俸+調整手当)の1.0%+定額200円(支部還元金)+闘争資金100円
+機関誌ともしび50円です。 ※夏・冬・年度末一時金など、一時金手当の1%です。

③組合費の減額

組合費の1.5%および1%分については、失業中の者、その他の特別の事情のある組合員は減額措置があります。詳しいことは地本書記局におたずねください。

④闘争資金 不当な解雇など裁判闘争が必要な時に支出します。

⑤支部還元金 7支部に分かれている地域支部活動費として支出します。

⑥分会還元金 組合費の25%分です。残りの75%が上納金です。

みんなから集めた大切な組合費

どんな形で使って

どこでみんなを確認しているのだろうか？

【組合費の使い方】

科目	簡単な内容	科目	簡単な内容
機関紙費	ともしびやHP更新など	種別活動費	各種別の活動を支える費用
教育文化費	学習会の設定、旗びらきなど	役員行動費	役員の行動費、会議室借用など
会議費	本部委員会など	書記局費	事務所賃貸料、郵送代や備品など
組織費	拡大資材、フェスタ、パワーアップ学習会他	生活保障費	専従者の賃金など
闘争費	署名作成や宣伝資材、府交渉等にかかる費用	負担金	中央本部や大阪労連への組合費や団体会費など
支部還元金	7つの支部での活動を支える費用	分会還元金	分会での活動を支える費用

※あくまで、大枠の記載です。その他の科目もたくさんあります。

【組合費の使い方の方針と確認について】

1. 組合員できめて、組合員で確認

・予算について

会計期間は毎年当年度7月1日～次年度6月30日の1年間です。年に一度の定期大会において提案し、大会参加者（代議員）で議論し決めていきます。

・決算について

会計年度末（～6月30日）後、決算報告書を作成し、執行委員会の承認のもと年に1度の定期大会にて決算報告をします。

2. 組合費のチェックは？

・会計監査による監査

役員選挙で選ばれた会計監査委員（2名）が、正確に会計処理ができているかどうかチェックします。また、大会の決算報告で正確であることの証明書もつけます。

・外部のの会計監査人

委嘱された職業的に資格のある会計監査人（公認会計士など）に正確に会計処理がされているかどうかチェックしてもらい、決算報告の時に正確であることの証明書をつけています。

組合員同士が助け合う

労働組合そのものを体現した 福祉保育労共済制度

組合員だからこそ利用できる共済制度。民間保険は、営利追求やCM料も掛け金に上乗せされていて、実際の給付は30%ほどと言われています。福保労共済は営利目的ではなく、組合員の助け合いで成り立っているため、**少ない掛け金で多くの給付保障**となっています。

例：医療共済（入院日額5,000円保障）

	民間保険	福祉保育労共済
30歳男性	2,200～3,800円	1,400円
40歳男性	3,500～5,000円	1,400円
50歳男性	7,300～9,000円	1,400円



同じ保障でも、民間保険から福祉保育労共済に変えることで、**差額分を生活費へまわすことも**できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

みんな仲間!!手をつないで

組合に入ってよかった！

みんなの生の声!!（パート1）

□組合員として使用者へ声をかけたら…。(障害職場)

非正規職員として働いていました。制度の変更等の関係で、自分自身の**次年度の雇用**がどうなるのか、そして、利用者へどう影響が出るのか、等々経営者へ質問したのですが、まともな返事はなく、個人で対峙する事の難しさを痛感しました。組合に加入し、労使懇で問い質すと、態度が打って変わって**具体的な回答**も得られ、たいしたものだと思います。

□職場を超えて仲間ができた!!(保育職場)

日々の仕事に追われ、忙しい毎日を送る中で、自分の仕事内容や、働き方を見つめなおす場所が組合でした。まさに、働きやすい職場づくりにしてくれているのは組合のおかげだと思います。また、**他施設の方々との交流**の中で、しんどいのは自分だけじゃないと気付けることで気が楽になったり、工夫されているところを聞いて、**勉強になる**こともたくさんあります。それだけではなく、他施設の友だちができたのも組合のおかげでした。組合に入っていてよかったな。と改めて感じています。

□産別として制度の壁を乗り越えて。そして、職場に組合があったから。(介護職場)

福祉現場は、国が定めた制度や予算措置に基いた収入しか確保できないため、**「経営努力」**だけではどうにもならない「壁」があると思います。しかし、みんなで手をつないで福祉労働者の人材確保を訴えてきたから、国は不十分ながらも**処遇改善加算のしくみ**をつくりました。

しかし、そのしくみがあっても、そのしくみを活用するように経営者へ言わないとなかなか具体的には進みません。**労働組合として要望**し、賃金が少し改善されました。

みんな仲間!!手をつないで

組合に入ってよかった！

みんなの生の声!!（パート2）

□残業代が払われるようになった（障害職場）

労働基準監督署の指導で、タイムカードが導入されました。時間管理はされるようになりましたが、時間内に仕事が終わりません。組合としてアンケートをおこない**業務改善に取り組**みました。一步一步、団体交渉で実現させています。（障害職場）

□職員が増えて休めるようになった（障害施設）

日々ギリギリの職員配置で十分な利用者支援ができません。また、サービス残業が多く働き続けられません。利用者や職員の状況を同時に改善するために、**組合として職員増**を要求し、休みが取れるようになりました。

□パート・アルバイト職員にも賃上げ、一時金、有給休暇が（障害職場）

2020年4月より、正規労働者と非正規労働者の**不合理な待遇差が法律で禁止**されましたが、**自動的に改善されません**。仲間とともに声をあげることで、一時金が出るようになったり、有給休暇が希望通りとれるようになりました。（障害職場）

□休憩時間がきちりとれる！（保育職場）

休憩は法律で労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上とされており、これ以下なら違反です。労働者が**健康で長く働くため**には必要なものであり、休憩がとれるよう**職員増や業務内容の見直し**などを実現しました。

おわりに

要求で仲間を紡いで
～福祉の未来をつくる風になろう～



あなたもぜひ、福祉保育労に加入し、**労働条件の改善と大阪の福祉水準を向上させていく運動**に参加しませんか。福祉労働への期待や大きく広がる夢、福祉労働者みんなが抱いている共通の思いです。その共通する思いを、**福祉保育労とともにめざし、働き続けられる職場づくり、福祉拡充を実現**させていきましょう。